

警察本部長等に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十九号

警察本部長等に対する事務委任規則の一部を改正する規則

警察本部長等に対する事務委任規則（昭和四十六年広島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警察署長への委任) 第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(三) 予定価格が七千万円以上の物品の購入に関すること。</p> <p>四 (一)から(三)までに掲げるもののほか、知事が一括して行う契約に関すること及び知事が電子入札により締結する契約に関すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 物品の取得（予定価格が七千万円以上の物品の購入を除く。）及び予定価格が七千万円未満の物品の処分並びに物品及び占有財産の管理及び出納通知に関すること。</p> <p>五―七 (略)</p>	<p>(警察署長への委任) 第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、知事が一括して行う契約に関すること及び知事が電子入札により締結する契約に関すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 物品の取得及び処分並びに物品及び占有財産の管理及び出納通知に関すること。</p> <p>五―七 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。